

春日部市議会委員会条例の一部を改正する条例

春日部市議会委員会条例（平成17年条例第209号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務委員会 8人 市長公室、総合政策部、財務部、総務部、市民生活部、会計課、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>厚生福祉委員会 8人 福祉部、こども未来部、健康保険部並びに市立医療センター及び看護専門学校の所管に属する事項</p> <p>建設委員会 7人 建設部、都市整備部及び<u>上下水道部</u>の所管に属する事項</p> <p>教育環境委員会 7人 環境経済部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務委員会 8人 市長公室、総合政策部、財務部、総務部、市民生活部、会計課、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>厚生福祉委員会 8人 福祉部、こども未来部、健康保険部並びに市立医療センター及び看護専門学校の所管に属する事項</p> <p>建設委員会 7人 建設部、都市整備部及び<u>水道部</u>の所管に属する事項</p> <p>教育環境委員会 7人 環境経済部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。